

# 原油価格、物価の高騰対策として減免や支援金を交付します

## 上水道料金の基本料金などを2カ月間減免します

**対象者** 市内全ての上水道使用者（官公庁を除く）  
**減免の内容** 8月請求分（7月使用分）～9月請求分（8月使用分）の上水道の基本料金と従量料金の第2段（10立法府）まで減免。

※下水道使用料は減免対象外  
**例** 口径13φの一般用（一般家庭）を使用している場合、最大で1,958円（上水道料金979円×2カ月）を減免。

**手続き** 手続きは不要です。  
 ※下水道を使用しておらず、上水道使用量10立法府以下の人は減免する2カ月間、請求がありません。納付書送付などありません。

※「上水道等使用量のお知らせ」（検針票）には、**減免前の金額（通常のコピー）**を記載しています。

上水道等使用量のお知らせ	
7年8月分	ご利用期間 10月7日～11月6日
ご使用水量	2.0 m <sup>3</sup>
ご請求予定額	6,534円
<small>                     ・お見積りのお支払い方法は、口座振替をご利用のお客様は、毎月26日（両振替は翌月11日）に指定の口座から引き落としさせていただきます。                      ・下水道が指定水量を超過されているお客様については請求予定額の表示は出来ませんのでご了承ください。                 </small>	
水検番号・世代	99999-999
用途・口径・下水有無	一般 13 有
メーター番号	111111
今月のメーター指針	7.2
前月のメーター指針	5.2
今月の使用水量	2.0 m <sup>3</sup>
<small>（メーター取替までの使用水量 m<sup>3</sup>が含まれます）</small>	
料金内訳	上水道料金 2,684円 下水道使用料 3,850円

**問合せ** 市水道局お客様センター（☎22-5497）、市上水道課経営係（☎22-2111 内線2312）

## 井戸水や流水などを使っている人に支援金を交付します

**対象者**  
 ①井戸水や流水など、市上水道以外の水のみを使用している  
 ②世帯主または代表者  
 ※市上水道と井戸などを併用している場合は対象外  
**交付額** 給水装置\*一つあたり2千円

※民間事業者や個人で水を供給するために設置した配水管から分岐して設けられた給水管や、これに直結する給水用具、水道メーターなど

**申請期間** 9月1日（月）～12月26日（金）（必着）

**必要書類**  
 ・申請書  
 ※市環境課（市役所2階2-9番窓口）または市ホームページにあり。  
 ▲市ホームページ



・本人確認ができる書類の写し  
 ・振込先口座が確認できる書類（通帳など）の写し  
 ・給水装置が複数ある場合は、そのことが確認できる図面など  
 詳しくはお問い合わせください。

**問合せ** 市環境課環境衛生係（☎22-2111 内線2071）

# 市役所でマイナンバーカードの申請ができます！



### 受け取りまでの流れ

- ①本人が必要書類を持って市民課窓口に来庁
  - ②申請書記入
  - ③写真撮影（無料）
  - ④交付通知書が自宅に届く
  - ⑤交付通知書を持って、市民課窓口で受け取る
- ※自宅でマイナンバーカードを受け取りたい場合、簡易書留などで郵送します。

市職員がマイナンバーカードの申請をお手伝いします。申請者本人が必要書類をお持ちになり、市市民課（市役所1階1番窓口）で申請してください。  
 ※15歳未満の人と成年被後見人の人は法定代理人の同行が必要です。

**必要書類**  
 ◎本人確認書類（Aから1点またはBから2点）  
**A**：運転免許証、旅券（パスポート）、障害者手帳 など  
**B**：健康保険証、資格確認書、各種医療受給者証、年金手帳、介護保険被保険者証 など

**問合せ** 市市民課市民係（☎22-2111 内線1006）

**医療機関を受診するときはマイナンバーカードが便利**  
 医療機関の窓口でマイナンバーカードを保険証として利用すると、「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が不要です。医療費の自己負担額が限度額までの支払いとなり、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代の負担が軽減されます。  
**マイナンバーカードを持っていない場合**  
 入院するときなどに「限度額適用認定証」の申請が必要です。更新が必要な場合は、8月中に必ず手続きをお願いいたします。本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）をお持ちください。  
 ※保険税の滞納がある人は、認定証の発行や、医療機関などで認定区分の確認ができない場合があります。  
**問合せ** 市市民課国保年金係

**年金生活者のための支援給付金があります**  
 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。年金と同様に2カ月ごとに支給されます。  
**対象者** 老齢基礎年金を受給している人（次の要件を全て満たしている必要があります）  
 ・65歳以上である  
 ・世帯員全員が市町村民税非課税となっている  
 ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が88万9300円以下（昭和31年4月2日以降に生まれた人）か88万7700円以下（昭和31年4月1日以前に生まれた人）である  
**障害基礎・遺族基礎年金を受給している人**  
 次の要件を全て満たしている必要があります。  
 ・障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している  
 ・前年の所得額が約47.2万1千円以下である  
 新たに給付金の支給対象となる人には日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書が送られます。すでに給付金を受給している人は、2年目以降の手続きは不要です。  
**問合せ** 給付金専用ダイヤル（☎0570・05・

**Dカフェ青い鳥 9月の案内**  
 認知症カフェ「Dカフェ青い鳥」は、認知症の人やその家族、地域住民、認知症に関心のある人など誰でも気軽に集い、交流や情報共有ができる憩いの場です。お茶やコーヒーを用意しています。気軽にご参加ください。  
**期日** 9月10日（水）  
**時間** 午前11時～午後2時  
**場所** 二条橋いこいの家（上青井町181番地）

**後期高齢者医療保険の負担軽減措置を終了します**  
 令和4年10月1日から後期高齢者医療保険の病院などの窓口負担割合が見直され、一定以上所得がある人は1割負担から2割負担になりました。それに伴い、負担増加額を1カ月3千円までに抑える配慮措置期間を設けていましたが、9月30日（火）で終了しました。  
 詳しくはお問い合わせください。  
**問合せ** 県後期高齢者医療広域連合給付課（☎096・288・6050）

**「おでかけ九ちゃんへ遊びに来ませんか？」**  
 九ちゃんクラブ「ふれあい広場」を出張開催します。  
**期日** 8月25日（月）  
**時間** 午前10時30分～正午  
**場所** 永野公民館  
**テーマ** 夏を楽しもう！  
**対象** おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者  
**定員** 8組程度（先着順）  
**申込期限** 8月22日（金）  
**申込・問合せ** ほっとステーション九ちゃんクラブ（☎32・9566）

**参加費** 1人100円  
**すずめの学校**  
 Dカフェ青い鳥では認知症予防ゲームなどで交流する「すずめの学校」を開いています。脳が刺激される笑いあり、癒しありのゲームを通して認知症の人やその家族同士の交流が自然に深まり、頭・心・体が元気になります。気軽にご参加ください。  
**期日** 9月24日（水）  
**時間** 午前10時～正午  
**場所** 二条橋いこいの家  
**参加費** 1人100円  
**問合せ** Dカフェ青い鳥（☎22・3493）

4092）、八代年金事務所（☎0965・35・6123 ※自動音声受付①↓②）、市市民課国保年金係  
**列車&バスに1日乗り放題 人吉球磨どこでもキップ**  
 くま川鉄道と人吉球磨のバス路線（指定路線）が1日乗り放題になる「人吉・球磨どこでもキップ」を販売中です。お買い物や通院など使い方は自由！交通費が気になつてなかなか行けない場所にもお出かけできるチャンスです。この機会に公共交通機関を利用して、新たな発見や出会いを楽しんでみませんか？  
**金額** 大人・2千円  
子ども・千円  
**販売場所** くま川鉄道人吉温泉駅、あさぎり駅、産交バス人吉営業所、人吉周遊バス車内  
**問合せ** 産交バス人吉営業所（☎22・5205）、くま川鉄道株式会社（☎23・5011）  
  
 ▲詳しくはこちら